

平成29年6月（第6回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

平成29年6月20日（火）17:00～18:20

宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

水田 和江 委員

三原 節子 委員

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

3. その他議場に参加した者

大下教育部長、佐貫理事、唐沢教育次長、松田教育次長、床本総務課長、網本学校教育課長、佐々木学校安心支援室長、神代学校給食課長、西山学校給食課長補佐、小林総務課長補佐、東野総務係長

4. 傍聴者 なし

5. 趣 旨

教 育 長： ただいまから、平成29年6月20日の第6回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、4人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また、本日の傍聴の申し出はありませんでした。

教 育 長： 次に、議事録の承認についてですが、今回資料とあわせて送付しました5月16日の第5回の議事録について、ご意見等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは、第5回の議事録については承認とさせていただきます。

次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は田村委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第25号 宇部市学校給食運営委員会規程の一部改正の件」、「議案第26号 宇部市学校給食運営委員会委員の委嘱について」、「議案第27号 宇部市いじめ問題調査委員会委員の任命について」、「議案第28号 宇部市立小中学校管理規則の一部改正の件」、「議案第29号 宇部市学校運営協議会規則の一部改正の件」、「議案第30号 宇部市学校運営協議会委員の任命について」の6件と、その他の事項として、「寄附の報告について」の1件となっております。

教 育 長： それでは、次第に沿って、はじめに、「議案第25号 宇部市学校給食運営委員会規程の一部改正の件」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： それでは、「議案第25号 宇部市学校給食運営委員会規程の一部改正の件」について、学校給食課から説明します。

学校給食運営委員会規程第5条に、委員の任期について1年とする規定があ

りますが、これを2年に改めるものです。これは、過去の教育委員会会議において、委員の継続性を確保する必要があるとされたことや、庁内におけるほとんどの委員会の任期が2年となっていることから、今回改正を行うものです。

教 育 長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第25号 宇部市学校給食運営委員会規程の一部改正の件」について、原案のとおり承認します。

次に、「議案第26号 宇部市学校給食運営委員会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第26号 宇部市学校給食運営委員会委員の委嘱について」、説明します。本委員会の委員の任期満了に伴い、新たな委員を委嘱するものです。委嘱する委員は、関係団体から推薦された12名と充て職3名の計15名となっています。新任は5名で、継続が10名となっています。任期は平成29年7月1日から平成31年6月30日までの2年間となります。

教 育 長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委 員： 宇部市学校給食運営委員会規程第3条第6号の学識経験者に該当するのは、薬剤師会の方でよろしいですか。

事 務 局： そのとおりです。

委 員： 同じく第7号の学校栄養士代表について、説明をお願いします。

事 務 局： 学校に栄養教諭と学校栄養職員が配置されていますが、この2つを総称して学校栄養士と呼んでいます。

委 員： 学校給食センターの方は、委員にいないのですか。

事 務 局： 学校給食課長が、学校給食センター所長を兼ねますので事務局として参加しています。

委 員： 委員について、中央部の学校関係者が多いように思いますが、理由はありますか。それと、学識経験者が薬剤師となっていますが、昨今の給食の問題を考えると医師に委嘱することも良いと思いますが選考基準を教えてください。

事 務 局： 各団体から推薦をいただく際に、こちらから条件を提示することはなく、それぞれの団体で、給食関係等の役職にある方が推薦されているのが実情です。役職名に学校が記載されている方もありますが、あくまで各学校の代表ではなく、宇部市全体の給食運営についてご意見をいただくものです。次に学識経験者についてですが、学校薬剤師は調理場の検査等を行っており、各調理場の実態をよく把握されています。今後アレルギー等のこともありますので、学識経験者について検討したいと考えています。

委 員： 私も小児科医等の参加があれば安心できると思います。定員に余裕があるようですので、今後検討していただきたいと思います。

事 務 局： 安心安全な給食を提供するというところで、関係法令に基づき薬剤師又は保健所の点検等が実施されていますので、その関係で委員として参加していただいているところです。現在運営委員会では、アレルギー等の検討はしていませんが、今後、教育委員会として必要ということであれば、検討したいと考えています。

教 育 長： 昨年度の開催状況について説明をお願いします。

事 務 局： 平成28年度は、7月29日に開催し、給食費の収納状況や、施設設備備品等の整備状況、地産地消の推進実績状況、民間委託の報告等を行い、ご意見等いただきました。

委 員： 昨年、コバエの異常発生がありましたが、その際に、この委員会は開催されたのですか。

事 務 局： 特に、そのための開催はしていません。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第26号 宇部市学校給食運営委員会委員の委嘱について」、原案のとおり承認します。

次に、「議案第27号 宇部市いじめ問題調査委員会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 学校安心支援室から説明します。宇部市いじめ問題調査委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命するものです。任期は平成29年7月1日から2年間です。関係条例等の規定を踏まえ、関係団体から5名の方が推薦されました。5名のうち4名が再任で、1名が新任となっています。

教 育 長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委 員： このいじめ問題調査委員会は、平成27年に設置されたと思いますが、この2年間に開催されたことはありますか。

事 務 局： 一度も開催されていません。

委 員： そうした場合、委員が集まることもないのですか。

事 務 局： そのとおりです。

委 員： 委員に任命されてから、顔合わせの機会もないのでしょうか。それと、山口大学の関係者ですが、教育心理や発達心理等を専攻された方でしょうか。

事 務 局： 私達が委嘱状をお渡しするときにお会いして、業務内容を説明していますが、委員同士の顔合わせは行っていません。山口大学関係者については確認します。

委 員： いじめ問題調査委員会が招集される手順がどうなっているのか、全体が分かりにくいところがありますので、チャートを作成するなどして、学校だけでなく、学童保育等いじめに関わる問題が生じる可能性がある所や、関係する委員によく周知しておいていただきたいと思います。

事 務 局： いじめ防止基本方針の見直しの際に、改善点を検討したいと思います。

教 育 長： 見直しの状況について、説明をお願いします。

事 務 局： 国が、3月に方針の改定を行いましたので、それを踏まえ事務局で検討を行っています。8月にいじめ問題調査委員会を開催し、意見をいただいて案を作成し、教育委員会に諮りたいと考えています。

委 員： 弁護士の委員についてですが、弁護士にも得意、不得意分野があると思いますが、そのあたり考慮されての人選なののでしょうか。

事 務 局： 基本的に、趣旨を説明した上で、弁護士会に一任しています。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第27号 宇部市いじめ問題調査委員会委員の任命について」、原案のとおり承認します。

次に、「議案第28号 宇部市立小中学校管理規則の一部改正の件」につい

て、事務局から説明をお願いします。

事務局： 学校教育課から説明します。これは、「義務教育諸学校等の体制の充実及び改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されましたことに伴い、宇部市小中学校管理規則第12条第8項中「事務に従事する。」を「事務をつかさどる。」に改正するものです。

教育長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第28号 宇部市立小中学校管理規則の一部改正の件」について、原案のとおり承認します。

次に、「議案第29号 宇部市学校運営協議会規則の一部改正の件」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第29号 宇部市学校運営協議会規則の一部改正の件」について説明します。これは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、所要の改正を行うものです。主なものとしては、学校運営協議会が努力義務化されたことにより、第3条で「指定」を「設置」に改正します。また、今後、小中一貫教育を推進するにあたり、共同での設置が可能となるよう追加しています。第11条では、情報提供を積極的に行うこと。第13条では、運営に支障が生じる場合には、教育委員会が必要な措置を行うことを明記しました。

教育長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委員： 第5条第3号で、設置校の運営に資する活動を行う者とありますが、保護者や学校関係者は別に記載がありますし、どのような方を想定しているのか分かりにくいと思います。

事務局： これは、それぞれの地域で学校の実情により、協力をお願いしたい人は様々ですので、広く適用できるようこの表現としています。

委員： 国の方では、「社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者」となっていて、なぜ宇部市では地域学校協働活動推進員を除いたのか、どのような組織にしたいのかが不明瞭に感じます。宇部市としての方針を条文の中で示せるよう、もう少し整理が必要だと思います。

事務局： 時間をいただいて整理したいと思います。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第29号 宇部市学校運営協議会規則の一部改正の件」については、再度検討をお願いします。

続いて、「議案第30号 宇部市学校運営協議会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 学校教育課から説明します。これは、学校運営協議会委員の任期が満了となるため、各校長からの推薦に基づき任命するものです。

教育長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

教育長： 委員に定数はないのですか。

事務局： 学校の規模はそれぞれですので、校長と教育委員会が協議して決定することとしています。それと、今回から、連携する小中学校の校長が、お互いの学校

の委員となっています。

委員： 委員の種別に、大きな偏りが無く推薦されていると思います。

委員： 川上小学校や川上中学校では、半数以上が新任となっていますが、これは偶然でしょうか。

委員： 校長が、新しい風を入れたいと考えたと聞いています。

委員： 定数に特に定めはないので、新規委員を増員することは、問題ないということでしょうか。

事務局： 問題ありません。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第30号 宇部市学校運営協議会委員の任命について」について、原案のとおり承認します。

続いて、その他の事項「寄附の報告」についてお願いします。

事務局： 平成29年5月分寄附について、5月1日、奨学基金寄附金として、270,000円の御寄附がありました。5月4日、図書館資料充実のため、300,000円の御寄附がありました。5月10日、匿名の方から小中学校交通遺児教育資金として、3,000円の御寄附がありました。5月16日、宇部市商工会議所女性会から小中学校交通遺児教育資金として、50,000円の御寄附がありましたので報告します。

教育長： 他に何かありますか。

(全委員意見なし)

教育長： 以上をもちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。